

広島県告示第四百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年五月十五日

広島県知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
芸南ニュータウン（二四二七二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	芸南ニュータウン（二四二七二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芸南ニュータウン（二四二七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	芸南ニュータウン（二四二七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久保（九九七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大久保（九九七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久保（九九七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大久保（九九七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久保（九九七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大久保（九九七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
永原谷（六〇）地区	土石流	次の図のとおり	永原谷（六〇）地区	土石流	次の図のとおり
大久保川支川（六一 a）地区	土石流	次の図のとおり	大久保川支川（六一 b）地区	土石流	次の図のとおり
大久保川支川（六一 b）地区	土石流	次の図のとおり			
大久保川（六一 c）地区	土石流	次の図のとおり			
大久保川支川（六一 d）地区	土石流	次の図のとおり	大久保川支川（六一 d）地区	土石流	次の図のとおり

屈岩谷(六六八九)地区	土石流	次の図のとおり	屈岩谷(六六八九)地区	土石流	次の図のとおり
玖島川支川(六六八九隣)地区	土石流	次の図のとおり	玖島川支川(六六八九隣)地区	土石流	次の図のとおり
泉水川(五五)地区	土石流	次の図のとおり	泉水川(五五)地区	土石流	次の図のとおり
泉水南谷川(一五六)地区	土石流	次の図のとおり			
玖島川支川(一五六隣一)地区	土石流	次の図のとおり	玖島川支川(一五六隣一)地区	土石流	次の図のとおり
玖島川支川(一五六隣二)地区	土石流	次の図のとおり	玖島川支川(一五六隣二)地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木整備部砂防課及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局に備え置いて縦覧に供する。